

令和5年度第二回佐倉市文化財審議会会議報告（要録）

日時：令和6年2月4日（日曜日）13時30分～16時30分

場所：佐倉市役所1号館6階第1会議室、本町神明大神社（現地視察）

○出席者

委員長 濱 島 正 士
副委員長 遠 山 成 一
委員 小 林 裕 美
委員 是 澤 博 昭
委員 高 橋 龍三郎
委員 原 正 利

○欠席者

3名 高見澤 美 紀
外 山 信 司
原 田 一 敏

○事務局

佐倉市教育委員会
教育部文化課

○傍聴者

1名

1 開会、課長あいさつ

2 議事

（1）報告事項

・佐倉市文化財保存活用地域計画の認定について

～事務局説明～（資料1、2参照）

○委員長

おそらく千葉県の中でもこれだけの歴史文化がそろって残っているのは例が少ないです。逆にやることはたくさんあるということになります。

○A委員

他の市町の策定状況はいかがですか。

○事務局

県内では8例目の認定で、他に策定されているのは、銚子市、我孫子市、富里市、鎌ヶ谷市、香取市、松戸市、柏市です。県内では比較的早く認定を受けるこ

とができました。

○委員長

これから実際に計画を立てて実施するに当たって、予算的などころはどうなりますでしょうか。国県補助金はどうなりますか。

○事務局

この計画のあるなしで、文化庁補助金の採択の優先順位が上がります。また、計画がある市町村向けの補助メニューがあります。予算要求や実施計画も、この計画に基づいて要求する形になります。今まで以上にとおりが良くなると考えております。

○副委員長

地元の東金の計画に関わっていますが、これだけの歴史文化があるのは県内でもめずらしいですし、スタッフもそろっています。ぜひ令和6年から13年まで、今後の計画の推進をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長

実施計画をこれから立てるに当たって優先順位はどうなりますか。何を一番上に、次はこれなど、全体計画的なものをまず立てるわけでしょう。

○事務局

市の文化課で行う事業は、毎年実施計画を立てて事業を進めています。この計画は今までやってきた事業をまとめて、同じ方向性のもとに行っていくというのを改めて法定計画として位置付けました。これまで文化財行政に関してはまとまった計画がなかったので、これをもとに実施計画や予算要求を市の内部で進めていき、実際に事業をやっていく中で、国県から補助金をもらったり、民間から助成金をもらったり、協力を仰いだりしてしていきます。その大元になるのが地域計画という形です。

○委員長

従来文化課で実施していた事業と歩調を合わせるというか、それらもやりながら進めていくということですね。

○事務局

そのとおりです。

・宮内井戸作遺跡出土品の県指定について

～事務局説明～（資料3参照）

○A委員

宮内井戸作遺跡は、規模、出土遺物、その質、量とも、研究者の間では、佐倉を最も代表する縄文資料と認識は一致していました。これが県指定になることをうれしく思っているとともに、また、管理の部分では責任が一層高まったと考えています。

202点を指定していただいております。特に有孔軽石製品がこれだけまとまった例は、これも千葉県をおいてほかの県に例がありません。大型住居に伴って出てくるというのが、より一層佐倉市の縄文文化を語るうえで重要なインパクトを持っているもので、普通、このようなものは他には出ません。ましてや大型住居があるということ自体が、この時代（後期晩期）の、他の地域より先進的な地域であることを物語る非常に重要なものです。

これ（異形台付土器）などは、実用に使われたものとは思われず、儀礼や祭祀に使われたものです。これが大型住居に絡んでいる。縄文時代の中でも、その時期が特別で、関東東北も含めてあるが、その先導的な地域が印旛沼周辺、特に佐倉市周辺です。井野長割、吉見台、宮内井戸作と、大きな遺跡が3つもあるということは、地域の文化財を語るうえで非常に大きな宝物だと思っています。これに終わることなく、これらも含めてきちんと対応をはかっただけであれば、少なくとも研究者レベルは大喜びだと思います。

○委員長

ぜひ、情報としてホームページに載せるだけでなく、現物をわかりやすく展示して市民のみなさまに重要性をご理解いただければと思います。

（2）審議事項

紺糸威桶側胴具足、麻賀多神社蔵佐治家奉納武具類の市指定について （答申）

～事務局説明～（資料4・5参照）

～麻賀多神社蔵佐治家奉納武具類の実物見学～

○委員長

現物をご覧いただきまして、ご質問・ご意見はございますか。

○B委員

後立に家紋が入らないのは理由があるのですか。

○事務局

他のお宅では家紋が入っているものがあって、これだけ入っていないのは不思議なところがありますが、もしかしたら、佐治家が持っていたのが先にあって、それをもとに佐倉藩の家中ではこういった旗を使いましょうということになり、後から別の家の人が入れたのではないかというのが仮説として考えられるところです。

そうすると1つ1つの武具には制作年代にばらつきがあり、家紋が入っていたり入っていなかったりがあります。しかしそれがひとまとめになって奉納されているところに価値があるということになると思います。

○B委員

佐治家のものと考えてるのは間違いないですね。

○事務局

同じ保管箱にまとまって入っているので、家紋は入っていませんが、伝来の過程を考えると佐治家のものと考えてよろしいと思います。

～実物見学 終了～

○事務局

調査を通じて、現在残っている武具類の状況をきちんと把握することができたと思います。指定について、E委員、F委員からのご指摘を改めて確認しておきます。武具類は単独では指定をし難いが、揃っていて大きな価値を生じることによって、陣羽織、采配、軍扇、陣笠、弓、馬印、後立、靱、刀筒を麻賀多神社佐治家奉納武具類として指定することで納得ができることのご指摘がありました。

甲冑は単独で工芸的な価値が高く、しかも具足櫃に「佐倉家中 佐治茂右衛門」の貼紙があることも美術工芸面のみならず歴史的な価値があることから重要な指定理由となり、武具類の時代性とはっきりと整合できないものを分けるのが普通とのことでした。

事例についてもご紹介をいただきまして、古神宝類として国宝に指定されている巖島や熊野速玉神社と複数をまとめて指定するという考え方で、武具類では、愛媛の大山祇神社に「三島明神奉納武器類」で重文指定の事例があるとのことでした。

こうしたご意見を踏まえて、甲冑は具足櫃とそこに納められていた目録と合

わせた指定とし、武具類は目録に記されたもののうち、現存するものをまとめた指定とする2件の指定とすることでいかがでしょうか。

○委員長

指定することは問題ないのではないかと思います。改めて何かございますか。指定理由書案を読み上げていただけますか。

～指定理由書案（資料5）読み上げ～

○委員長

指定理由書について質問ご意見はございますか。

○C委員

指定の種別がどちらも有形工芸ということですが、具足の説明に美術工芸的な価値だけでなく歴史的にも高い価値を有するという、特に武具類については工芸として単独では指定しにくい、グループとしてあって、歴史的な価値を認めて指定ということですが、これは歴史資料ではなく工芸で指定でよいのですか。またその理由をお聞かせください。

○事務局

武具類はE委員からご紹介を受けた他の神宝や武具類も種別としては有形文化財の美術工芸なので、物として分類すると歴史資料というよりは工芸に当たるところです。美術工芸的な価値だけでなく、歴史的な価値も併せて持っているという文化財指定の価値が複数にわたるところでの指定の理由となると考えます。

○委員長

確かにこれだけ揃って残っているというところは大きな価値なのでしょう。ほぼ年代もわかっているということです。この理由書を付けて指定ということでもよろしいでしょうか。

～異議なし～

○委員長

この件についてはこの理由書に基づいて答申を本日举行うということでご了承いただきました。

・本町神明大神社神輿の市指定申請について（諮問）

○委員長

次に、審議事項の2点目、神明大神社の神輿についてです。
事務局から説明をお願いします。

～事務局説明～（資料6参照）

本町神明大神社神輿の市指定について（申請）

○委員長

この件に関しましては、現地をご覧いただきながら、ご意見ご質問をいただきたいと思います。

3 その他（事務連絡等）

○事務局

国名勝の旧堀田正倫庭園の松が徐々に枯れているところですが、2月上旬から3月にかけて、松を捕植する計画を立てております。事業を担当する公園緑地課で入札をして業者が決まり、黒松と赤松を合計5本植える手はずとなっております。

もう1点、市で重要遺跡として佐倉城の発掘調査を実施してきましたが、今年も2月1日から15日まで実施します。城址公園三ノ丸の三逕亭あたりです。文化財センターに委託して、部分的な内容確認調査を実施します。埋められている空堀の規模の把握と、三の門の跡を見つけたいという希望がありますが、今のところ見つかってはいません。

○副委員長

トレンチを入れるのですか。

○事務局

はい。想定される空堀の両脇（肩）に2、3本ずつ入れます。他には土墨の痕跡がありそうな場所と、武家屋敷の跡地に入れて、建物跡が出るかというところ
です。

○事務局

その他、2点ご報告します。国の登録有形文化財の旧平井家住宅、旧今井家住宅の2軒につきまして、観光部門の佐倉の魅力推進課がトライアルサウンディ

ング（お試し利用）という形で民間事業者に試しに使いませんかと呼びかけました。国登録文化財としての整備活用に向けてどういった使い方ができるかを調べるもので、12月で終了しました。短いところは1日、長いところは2週間ぐらい使用し、飲食店、カフェ、物販、子育て支援など各種事業を行っていました。佐倉の魅力推進課に事業者から提案レポートが提出されていますが、まだまとまっておりませんので、機会があれば委員にお示ししたいと思います。

もう1件、教育委員会議で議決され、先の議会で条例改正が議決されましたとおり、文化課、業務で言うと文化振興と文化財保護について、4月1日から市長部局に移管されることになりました。文化課が教育委員会を離れて市長部局に移る形になります。

文化財審議会については委嘱が教育委員会ではなく市長となりますが、今まで通りの活動をしていただきます。文化振興では、美術館、音楽ホールも一緒に移管します。

文化財保護は保存と活用が両輪です。教育長、部長とも協議しまして、保存と活用を分けて、活用だけ市長部局に移そうというのは避けて、全部残るか全部移すかで検討し、保存と活用の両方が市長部局に移るということになりました。

○委員長

文化財はどこでも教育委員会の所管でした。大きな変更に感じられますが、特に文化財保護行政には変わりがあるわけではないですね。

○猪股

文化財保存活用地域計画に則って事業を進めるので、市長部局に移ったから不利益がある等は全くありません。都道府県レベルでは、文化振興はほぼ全てで知事部局に移っています。千葉県も文化振興は先行して知事部局へ移っていましたが、令和5年度4月にそれに加えて博物館美術館を所管する学芸振興部門が知事部局へ移り、文化振興課となっています。文化財を知事部局で所管するのは県レベルだと3割ぐらいです。千葉県内では佐倉市が初めてとなります。近隣では群馬県の安中市など、関西、西日本ではポツポツ出ており、長崎市、明石市などがあります。

○委員長

全国的にそういう傾向になりつつあるということですね。

○事務局

文化財保護法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律も平成30年に改正されて、市長部局で文化財保護、生涯学習に関する業務を行うことも可能になっております。

(2) 審議事項(本町神明大神社神輿の現地視察)

○氏子

寛文10年の制作ということで屋根裏に墨書きがあります。調べたところ、麻賀多神社から城に行った神輿が寛文13年なのでそれより古く、文化財指定していただければと思ってお声かけしました。大きさは麻賀多神社の神輿よりふたまわりほど小さく3尺四方で、麻賀多神社は4尺ちょっとです。

昔は白丁に烏帽子をかぶって、揉まずに渡御をしていたらしいですが、いつからか揉みだして、瓔珞(ようらく)が欄干に当たってしまうので、今回の修理で2本分ほど短くして当たらないようにしました。本来は二天棒ですが、若い力がないので今は補助的に横に四天棒で担ぐようにしています。2回目の修理に出したときに、年代と名前が入っていたのが見つかりました。作った方なのかどうかは確認が取れていません。

○C委員

心柱のない御神輿でめずらしいです。ご神体を入れて担ぐとき、心柱があるとそこに結び付けると聞いていますが、こちらはどのようにするのですか。

○氏子

昔は揉まなかったのですが、ご神体が入った厨子を真ん中に置ただけで担いでいました。揉んだ時に中で動いていました。

○氏子

昭和50年に本町に、妻が本町の人間なので引っ越してきました。神輿を担ごうとしたら妻の親父さんから「お前は担げない。この神輿は伝統と格式があるものなので、本町で生まれて本町で育った長男しか担げない。」と言われました。昔から長男しか担げない。次男坊、三男坊は担げない。他所から来た人間はたとえ娘婿でも担げないのです。

○氏子

鎗木も鎗木青年会しか担げないのと同じようなものです。今はそんなことはありません。

○C委員

担ぐ御神輿だと痛むので修理を重ねていると聞いていますが、古い部材や彫刻、鳳凰など残っていませんか。

○氏子

ほとんどは古いものです。新しい材料は補強をかけているだけで、屋根から何から古く、当初材です。周りのこれ（瓔珞、飾金具）は変えています。

○C委員

鳳凰や小鳥は取り換えることが多いですが。

○氏子

鳳凰は2回目ぐらいです。古いものがあります。

○事務局

物として見た場合の補足をしますと、麻賀多神社や六崎の神輿より少し古いものです。屋根の特徴として、勾配が浅めで、四方に伸びている筋が、派手なものは全部に金具を被せたりするのですが、飾りがそろった状態でも華美になりすぎず、古い様式を備えているのかと思われま。

屋根のへりがカーブを描くのではなくまっすぐな延屋根であったり、お堂も四方に鳥居がありますが、新しいものだと鳥居に向かって階段、階（きざはし）が付けられるものが多いのですが、付けないものになっていたりします。また台輪、土体も新しめなものだと三味線胴というふくらみを持たせたものになりますが、これは角台輪と違ってすっきりしたものになっています。

こうした要素から、全体として古い形式のデザインの神輿かと思われま。麻賀多神社と六崎の神輿も同じ特徴を備えており、江戸神輿の、江戸時代の初めから中期ぐらいの特徴を備えています

○C委員

幅に比べて高さがある神輿かと見えます。

○事務局

バランスも他の2つと同じかと思われま。他の2つよりひとまわり台輪が小さいですが、麻賀多神社は江戸中期で5尺、六崎が4尺2寸、これが3尺。小さめだがバランスは他の2つと大体同じに見えます。他の地域の神輿の事例には詳しくないのですが、佐倉の場合では大体同じデザインかと思いま。細かいところで違うところはあります。

○C委員

吹き返しが材で厚みがあるのがめずらしく、古い感じがしま。他もこうですか。

○事務局

吹き返しはこのような形だったかと思います。

○C委員

中の補強は新しく入れたものですか。前はなかったのですか。

○氏子

そのあたりはよくわからないが、おそらくなかったのではないのでしょうか。この中は、ご神体などは神主がやるもので、私たちは見られないのです。

○B委員

古いものは取ってあるのでしょうか。古いものこそ保存した方が良い気がします。山車なども落として塗り替えてしまうので、いろいろな部材が取り換えになります。

○事務局

処分しないでそのまま返してもらっていると思います。

○B委員

むしろこれも含めて、古いものこそ保存してもらったほうがよいのではないのでしょうか。また、傾向として古いものは小さいというのがありますか。山車は古いのは小さいものが多く、江戸時代のものは小さいです。明治になってからだんだんと大きくなってきます。

○事務局

(神輿については)一概にそこまでは言えないと思います。

○B委員

飾りも含めて、落として塗っただけなのか、新たに加えているのか。そのあたりを整理した方がいいのではないのでしょうか。

○委員長

佐倉には寛文10年、13年と同年代の神輿が2つあります。寛文ごろは佐倉でこういったものを新しくする理由があったのですか。

○事務局

当時の状況、因果関係はわかりません。確かに10年、13年とまとまった年代

に作られています。その後、享保6年の麻賀多神社の神輿は江戸から職人が来た
と記載が残っています。

○委員長

寛文の2つ神輿は地元の製作ですか。

○事務局

佐倉の場合、地元だけでそこまで作れるかという、そうでなく、やはりこ
うものの発注は江戸に出して、江戸から職人来てもらって誂えるのが一種
のステータスというところもあったのではないのでしょうか。明治、大正の御神酒
所だと地元の大工が作っているものもありますが、江戸期の祭礼用具だと江戸
で使っていたものを明治になって買ったり、江戸の職人を呼んで作ってもら
ったというのが多いのではないのでしょうか。

○C委員

今回お祭りの調査を集中的に実施して、大原で江戸の早い時期の神輿が見つ
かりました。墨書で記録が残っていて、寛文より少し遅れた江戸の初期で、地元
の大工の名前が入っていました。一概に地元の大工でないと言い切ってよいの
でしょうか。

○事務局

「圓良坊」と名前が入っているが、別当寺の人なのか、作った人なのか、別当
寺が万蔵院という情報も文化2年の村絵図に残っているぐらいです。別当寺の
ことを記しているものもなく、そこからのつながりが追えていません。

○委員長

「坊」となっているので、職人ではなく注文主、施主の方と思います。

○C委員

心棒が台座を通っている構造の神輿を見たことがありますが、これは4本の
柱が台座を通して楔を入れているのですが、心棒とどちらが古いのでしょうか。

○委員長

心棒が通っているのがあるのですか。御神輿に心棒、心柱はいらないように思
いますが。山車だと上まで突き抜けて人形を付けるために必要ですが、神輿だと
必要ありません。

○C委員

担ぐときに荒く揉むので、心棒が通ってないと壊れてしまうという人もいました。あとはご神体を入れて心柱に縛り付けるという話も聞いたことがあります。心柱を通すのと四本棒で支えるのと、技術の系譜があるのかと思われます。

○事務局

行事として神輿の渡御がどういうものか、地元でどういう担ぎ方をしているかという研究はあるのですが、神輿の作りそのもの、工芸史的な変遷の研究がなかなかありません。ですので、他の神輿や地域的に近いものと比べて、寛文の年記はうなずけると言えるとは思いますが。

○C委員

台輪の厚みなども時代によって変遷があるようです。担ぎ棒は台座を貫通しているが、下から当てている方が古いとか。中世のものはただ上に載せていたようです。

○委員長

わからないことがいろいろあるにしても、これだけの物だから指定保存というのは必要です。

○事務局

古い金具や飾り金具が残っているというので、どこまで残っているか把握するのは、それも併せて保存していってくださいという話をしたいと思います。

○委員長

鳳凰も古いものがあるというので、附指定をしておいたほうがよいでしょう。鳳凰と飾り金具何枚等。それがどこまで残っているのか確認していただいて。

○D委員

神社に大木が多くありますが、社域は昔は広がったのですか。今は大分こじんまりして社殿を大木が囲むようになっていて、管理が大変なのではないかと思えます。絵図がありますか。ムクノキ、ケヤキ、タブノキなど、太い木が、しかも密に生えています。

○事務局

万蔵院という別当寺が書いてある絵図はありますので、それと重ね合わせることはできます。入ってきた道が参道で、昔はもっと広く、碑があったところに鳥居がありました。社域は狭まっています。どこまでの範囲かまでは掴めていません。

○氏子

参道だけで今の倍はありました。

○氏子

昔は大きな杉の木がありました。

○委員長

次回、絵図を写真でお配りしていただければと思います。

○B委員

神輿の絵図や写真の一番古いのはどこまで遡れるのでしょうか。絵としてこの神輿がどこまで古い形でオリジナルが遡れるか、古写真とか、あるいは絵などはありますか。

○氏子

集合写真で、戦後すぐくらいの物があります。会館に飾ってある物が一番古いです。

○B委員

工芸品としての祭礼用具の研究はないのですか。

○事務局

神輿について工芸史的にきちんと体系的にまとめた先行研究はほぼありません。儀式について記載されている物の中に、こういう要素を持っていると古いとか、江戸の古い神輿のパターンだとかは書いてありますが、それがどうしてかというところまでは書いてありません。

そういった記述を拾い集めていって、今市内に残っている2つの神輿と比べて、あまりそれと異なる形状、デザインではないので、そういったところから寛文10年の年記はうなずけるのではないかと思います。

○C委員

大原の御神輿は貞享4年でした。寛文とほぼ同じ時期です。

○委員長

大工は建築大工ですか。

○C委員

宮大工という言い伝えです。

○委員長

模型のようなものなので、大工でできるとは思います。

○事務局

神輿をいわゆる社殿として見たときに、要素的にこうなどは言えるものでしょうか。

○委員長

建築を基本的に真似て作っています。柱を立てて長押を打って、上に出釘の組み物が付いて、軒がふた軒で。垂木の付け方などは構造的な付け方ではなく造作的な付け方ですが、細部は建築と似ています。

○C委員

ミニチュア的な要素があるんですね。

○委員長

みなさんいかがでしょうか。指定に関しては問題ないということによろしいでしょうか。

～異議なし～

○事務局

今日いただいたご意見を踏まえて、飾り金具や古い写真、資料がないかをもう一度洗いなおして、次回の審議会でご説明して、答申をいただきたいと思います。

4 閉会